

富山県自転車活用推進条例の一部改正（案）について

1. 改正趣旨

富山県自転車活用推進条例（平成 31 年 3 月 15 日富山県条例第 1 号）においては、現在、自転車保険への加入を努力義務としているが、全国的に加入の義務化が進んでいる。

このような状況を踏まえ、被害者の救済や加害者の経済的負担の軽減を図るため、現在、努力義務と定めている自転車損害賠償保険等への加入を義務とする等、富山県自転車活用推進条例について、所要の改正を行うもの。

2. 主な改正の内容

- (1) 自転車損害賠償保険等への加入を「努力義務」から「義務」とするもの（第 14 条関係）
- (2) 自転車損害賠償保険等への加入の確認について新設し、これを「努力義務」とするもの（新第 15 条第 1 項及び第 3 項関係）
 - ① 自転車の小売を業とする者による自転車購入者に対する確認
 - ② 事業者による通勤に自転車を利用する従業員に対する確認
- (3) 自動車損害賠償保険等に関する情報提供を行う主体として、事業者（通勤に自転車を利用する従業員が自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないとき。）「自転車の貸付けを業とする者」及び「学校の長」を追加するもの（新第 15 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項並びに新第 16 条第 3 項関係）
- (4) その他規定整備（目次、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条及び第 18 条関係）

3. 今後のスケジュール

令和 8 年 2 月議会

条例改正案を上程

令和 8 年 10 月 1 日

条例施行（保険義務化）

※周知期間として、公布から施行まで一定期間（6 箇月）を設定

主な改正の内容（まとめ）

国土交通省より標準条例が示されており、標準条例に準じた改正を予定。

対象	現行	改正後（※国交省標準条例に準じたもの）
自転車を利用する者	自転車損害賠償保険等の加入に努めるものとする	自転車を利用する者（未成年者を除く）は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
未成年者を監護する保護者	—	監護する未成年者の自転車の利用に係る、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。
自転車貸付業者	自転車損害賠償保険等の加入に努めるものとする	貸付けの用に供する自転車の利用に係る、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
	—	レンタサイクルの借受人に対し、レンタサイクルの利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供しよう努めなければならない。
業務において自転車を利用する事業者	自転車損害賠償保険等の加入に努めるものとする	業務において利用する自転車に係る、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
自転車小売業者	自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の必要性に関する啓発及び情報の提供に努めるものとする。	自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認しよう努めなければならない。 また、加入を確認できないときは、自転車損害賠償保険等の情報を提供しよう努めなければならない。
事業者	—	従業者のうち、通常の通勤方法として自転車を利用する者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認しよう努めなければならない。 また、加入を確認できないときは、自転車損害賠償保険等の情報を提供しよう努めなければならない。
学校の長	—	自転車を利用する学生等並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等の情報を提供しよう努めなければならない。
県	市町村、関係団体等と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。	（同左）

富山県自転車活用推進条例の一部改正（案）に対する意見募集の結果について

意見募集期間：2025（令和7）年12月15日（月曜日）から2026（令和8）年1月12日（月曜日）まで

意見提出件数：2件（2名）

No	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	<p>今回の論点（条例一部改正）を逸脱しますが、次回改正時（27年以降）に期待し参考までに。</p> <p>冬季や昨今の異常気象（夏の高温・豪雨など）などの自転車に乗りにくいシーズンのために、「乗らない時期も楽しめる」リアル×バーチャル施策を県の自転車活用推進計画に組み込み、関係人口の創出や交通安全意識（ヘルメット等）の定着を図ってみてはどうか。</p>	<p>ご提案の内容については、（条例改正まで必要なものではありませんが、）今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
2	<p><一部改正（案）全体について></p> <ul style="list-style-type: none">・近年、自転車利用者の加害事故において、損害賠償額が高額になるケースが多くなっていることから、自転車利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化することに賛同する。 <p><第14条第3項について></p> <ul style="list-style-type: none">・国土交通省における標準条例に準拠されており、条文の修正まで求めるものではないが、原案では、個人で加入する「自転車保険（個人賠償責任保険）」で業務中の自転車加害事故についても補償を受けられると誤解を招くおそれがある。・業務中の賠償事故は、個人で加入している自転車保険では補償されず、「施設賠償責任保険」のような事業者向けの保険に加入する必要があるため、この点についても周知してほしい。	<p><第14条第3項について></p> <p>関係機関・団体等とも連携しながら、周知・広報に努めてまいります。</p>

(令和8年度新規事業) 自転車損害賠償保険等加入促進キャンペーン事業

自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、県民や関係団体に対し集中的に広報を実施するもの

(1) 事業対象者

- ・ 自転車を利用する者(未成年であれば保護者)
- ・ レンタサイクル事業者
- ・ 自転車小売業者 等

(2) 事業内容

●チラシ・ポスターの作成・配布

関係団体等への配布に加え、庁内各課の取組やイベントと併せ、より効果的に周知

●デジタル広告を活用した自転車損害賠償保険等加入促進

PR動画を作成し、YouTube広告等で放映。無関心層に対しても自転車保険の認知度を高め、動画広告に加えて県ホームページに誘導し、保険義務化等について情報提供

チラシイメージ

富山県では **令和8年10月1日から**
自転車保険が義務化!

富山県自転車活用推進条例
自転車事故による被害者の救済と加害者の経済的負担の軽減を図ること等の観点から、令和8年10月1日より自転車損害賠償保険等^{*1}への加入を義務化します

自転車事故等により他人にケガ等を負わせた場合、多額の損害賠償を命じられる場合があります!
9,521万円(平成25年神戸地裁)

加入義務対象者

- ・ 自転車を利用する者(未成年であれば保護者)
- ・ 事業者(事業活動に自転車を利用する際)
- ・ 自転車貸付事業者(レンタル自転車について)

まずは、このチラシ裏面で、ご自身の保険加入状況を確認しましょう

富山県公式HPもチェック⇒

自転車の安全利用について

- ヘルメットの着用
全ての自転車利用者に着用が努力義務とされています。ヘルメットを着用していなかった場合の致死率は、約2.1倍高くなっています
- 自転車の点検・整備
故障や整備不全の自転車を運転することは、重大な事故につながる恐れがあります。ブレーキやタイヤなど自転車の点検整備をしましょう

◎お問合せ 富山県観光資源活用室 ☎076-444-4116

PR動画イメージ

富山県からのお知らせ

富山県で自転車に乗る皆さんへ
富山県からのお知らせ

富山県からのお知らせ

令和8年10月から、
自転車損害賠償保険等への
加入が**義務化**

自転車損害賠償保険等の種類

- ・ 自転車専用保険
- ・ 自動車保険特約
- ・ 火災保険特約
- ・ TSマーク付帯保険
- ・ 施設賠償責任保険

など

富山県からのお知らせ

自転車に乗るときは
「ヘルメット」 + 「保険」